

報道関係者 各位

令和6年11月19日発表

【照会先】

福岡中央労働基準監督署

副署長 古川 太一

第二方面主任監督官 井本 武夫

(電話番号) 092(761)5607

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ はしごの転位防止措置を講じていなかったもの ～

福岡中央労働基準監督署（署長 わたなべ 渡辺 じゅんいち 純一）は、本日、株式会社創永及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

住宅屋上の防水工事において、労働者に移動はしごを用いて屋上への昇降を行わせるに当たり、移動はしごの転位防止措置を講じていなかったもの。

1 被疑者

(1) 株式会社創永 そうえい

所在地：福岡市博多区吉塚七丁目

事業内容：建設業

(2) 同社代表取締役（59歳）

2 送検法条文及び罰条

株式会社創永、代表取締役ともに

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第527条第4号（移動はしご）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年11月29日、福岡市中央区の住宅屋上防水工事現場において、住宅屋上で

作業を行うため移動はしごを上っていた労働者が、地面に落下して頭部を強打し、死亡したものの。

4 被疑内容

住宅屋上の防水工事のため、労働者に移動はしごを使用させ、住宅屋上への昇降をさせるに当たり、昇降中に移動はしごが転位して、労働者に墜落等の危険が生じるおそれがあったのに、はしごの上方を建築物等に取り付ける、他の労働者がはしごの下方を支える等、移動はしごの転位による危険を防止するために必要な措置が講じられていなかったものです。

移動はしごとは、使用の際、設備等に設置されておらず、当該場所に移動することができるはしご、すなわち、持ち運びのできるはしごのことを言い、本件では、脚立を開いたもの（全長約3.6メートル）が用いられていました。

移動はしごの転位とは、移動はしごの転倒、位置がずれることを言います。

【参照条文】

○労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(移動はしご)

第五百二十七条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなけれ

ば使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は三十センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。